

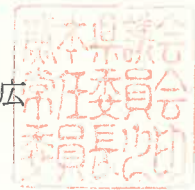
委員会提出議案第 3 号

国営大蘇ダムにおける必要な農業用水及び安全性の確保に対する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月15日提出

提出者 農林水産常任委員会
委員長 田代国広



国営大蘇ダムにおける必要な農業用水及び安全性の確保に対する決議

大蘇ダムをはじめとする国営大野川上流農業水利事業については、熊本県阿蘇市、阿蘇郡産山村及び大分県竹田市の恒常的な農業用水の不足を解消するために、昭和54年度に着手し、令和元年度に事業が完了し、令和2年4月から供用が開始された。受益農家は、ようやく十分な農業用水が確保され、安定した農業経営ができると期待していたところである。

しかしながら、令和2年11月24日に、浸透抑制対策が行われたにもかかわらず、平成20年と同様に、想定を超える浸透量が発生していることが判明した。受益農家は、浸透抑制対策も済み供用開始された後、このような状態となったことを受け、農業用水に不足が生じないか懸念されている。加えて、ダム本体がある産山村をはじめ下流域の住民は、ダムの安全性についても大きな不安を抱えている。

よって、熊本県議会は、大蘇ダムにおいて、必要な農業用水やダムの安全性が確保できるよう、下記の事項について事業主体である国が責任を持って対応されるよう強く求めるものである。

記

- 1 農家が安心して営農できるよう、必要な農業用水を確実に確保すること。
- 2 ダム本体がある産山村をはじめ下流域住民の不安を払拭できるよう、ダムの安全性についても、しっかりと調査と検証を行うこと。
- 3 国は、県や阿蘇市、産山村、受益農家に対し、随時、ダムに係る状況について情報提供を行うとともに、地元要望に真摯に対応すること。
- 4 今後、浸透抑制対策工事等が必要となった際には、国の責任において取り組むとともに、県、阿蘇市、産山村にその費用負担を求めないこと。

以上、決議する。

令和 年 月 日

熊本県議会